

(今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
1	熊本県知事	兵庫県高砂市 在住 68歳の女性	昭52.2.14  耳・目・腰・手足 の不便、視覚の減 能で毎日が苦痛	平15.3.3 (平15.4.22) (平16.6.3)	平15.11.19	水俣病 認 定	<b>原処分を取り消す</b> 認定申請者については、 有機水銀の暴露歴が認め られるとともに、感覚障 害と平衡機能障害がある と判定する。さらに、運 動失調が否定できず、そ の存在が疑われる。した がって、水俣病と認定す るに足りる臨床症候があ ると判定でき、認定申請 者を水俣病と認定できな いとした原処分は相当で はなく、その取消しは免 れない	認定申請者は、審査請求 人の養父  大正4年、熊本県葦北郡 で出生、以降昭和39年ま で同地に居住  認定申請者が、審査請求 後の平成19年8月に死亡 したので、認定申請者の 養女が審査請求人の地位 を承継  詳細は裁決書No. 1を参照
2	同 上	熊本県葦北郡 在住 83歳の女性	昭52.1.5  物事の知覚不能の ため落下しても覚 えなし一切の家事 その他に不便をき たしている	平15.3.3 (平15.4.22) (平16.6.3)	平15.11.19	水俣病 認 定	<b>棄 却</b> 請求人には、有機水銀の 暴露歴が認められ、後に 軽快した全身の感覚障害 を認める。しかし、水俣 病にみられる運動失調が あったと断言するに至ら ず、その他の症候とし て、求心性視野狭窄、中 枢性眼球運動障害、中枢 性聴力障害、中枢性平衡 機能障害等はいずれもな いと判定する。	審査請求人は、上記1の 認定申請者の妻  大正15年、熊本県葦北郡 で出生、以降昭和39年ま で同地に居住

(今回の審査請求の概要)

	処 分 庁	審査請求人	申 請 年 月 日 及び申請理由	原 処 分 年 月 日 (異議申立年月日) (異議申立に対する処分年月日)	審 査 請 求 年 月 日	審査請求の趣旨	裁決及び理由	備 考
3	大 阪 府 八尾市長	大阪府富田林 市在住 44歳の男性	平17.11.25  被認定者の直接死 因である嚥下性肺 炎には、認定疾病 である慢性気管支 炎による痰の影響 を否定できない	平19.2.2 (平19.3.29) (平19.6.22)	平19.7.23	遺族補償費及び 葬祭料の支給	<b>原処分を取り消す</b> 被認定者は、誤嚥性肺炎 により死亡したが、その 点に関する処分庁の「同 嚥下性肺炎は脳梗塞によ り起きたものであり、認 定疾病により死亡したと は考えられない」との判 断は誤りであり、同肺炎 の発症に認定疾病も相当 程度関与したと考えるの が相当であるから、原処 分は取消しを免れない。 そして、主因ではないも の、認定疾病も死亡の 一因であり、給付率を50 %とすることが妥当と考 える	被認定者は、審査請求人 の父  昭和6年出生(出生地不 詳) 昭和36年以降死亡時ま で、旧大気汚染指定地域 に居住  認定年月は、昭和55年5 月 認定疾病は、慢性気管支 炎及び気管支ぜん息 障害等級は3級  死亡年月は、平成17年10 月(享年74歳)  被認定者の妻が審査請求 人であったが、審査請求 後の平成21年1月に死亡 したので、審査請求人の 長男がその地位を承継  詳細は裁決書No. 2を参照